

沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 沖縄県は、国及び市町村等と連携し、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第5条の規定における地方公共団体の責務を果たすべく、沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、ハンセン病患者に対する隔離政策によりハンセン病患者であった者及びその家族（以下「ハンセン病回復者等」という。）が受けた被害について深い反省の念を込め、ハンセン病回復者等に対する偏見と差別のない、安心して豊かな生活を営むことができる社会の実現を目指し、ハンセン病問題の全面的な解決の推進に資することを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ハンセン病問題の啓発の取組に関すること
- (2) ハンセン病回復者等の福祉の増進に関すること
- (3) その他ハンセン病問題に関して協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる者から構成する。

- (1) ハンセン病回復者等
 - (2) 国立ハンセン病療養所
 - (3) ハンセン病回復者支援団体
 - (4) 学識経験者
 - (5) 関係行政機関
 - (6) その他保健医療部長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会合)

第5条 協議会の開催は、保健医療部長が通知する。

- 2 協議会の議事進行は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて、協議会に委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、協議を円滑かつ効率的に推進するために必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の設置及び運営に必要な事項は、地域保健課長が別に定める。

(秘密の保持)

第7条 協議会及び作業部会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、保健医療部地域保健課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。